

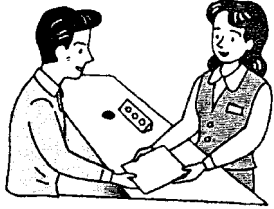
あなたのため・みんなのための年金だよ

年金…そこが知りたい

国民年金保険料の免除申請を受付しています

平 成17年度の国民年金保険料の免除申請を、受付しています。今年度分7月からの免除を希望される方は忘れずに役場戸籍年金係窓口か温泉支所窓口で手続きを済ませてください。（免除期間は平成17年7月～平成18年6月までです。）

免除申請をしないで未納のままにしておくと、将来方が一障害を負って障害基礎年金の請求ができない場合や、65歳になつたときの国民年金の請求もできない場合があります。必要書類は、年金手帳、印鑑です。また平成17年1月1日以降虹田町に転入した方については転出市区町村で発行される所得証明が必要明が必要です。



若年者に対する納付猶予制度について

30 歳未満の第1号被保険者の方には本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。ただし、



- (1) 老齢基礎年金を受けるための受給資格期間に算入されるが年金額の計算時には反映されません。
 - (2) 10年以内に追納すると通常に納付したのと同じことになりません。
 - (3) 障害基礎、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
 - (4) 毎年度申請が必要です。
- 対象となる方は30歳未満の第1号被保険者となります。問合せ先 住民福祉課戸籍年金係 ☎74-13002

速度上昇期における交通事故防止

～あせるだけ 減らす神経 増す危険～

〈運転者の皆さんへ〉

- ・雪解けとともに乾燥路面となりますが、油断は禁物
- ・トンネルの出入口や橋の上、日陰、山間部などでは一部が凍結している場合がありますので、速度を落として路面状況をよく確認しましょう。
- ・暖かくなり歩行者の戸外での活動も活発になっています

- ・道路を横断する歩行者などが増えますので、道路の前方左右をよく見て安全確認をしっかりとやりましょう。
- ・車間距離は十分ですか？

冬には十分にとつていた車間距離も、春の訪れとともに狭くなっていませんか？乾燥路面でも速度に応じて十分な車間距離をとりましょう。



〈歩行者の皆さんへ〉

- ・道路を横断する時は、車がないこと、車が止まってくれたことを確かめてから横断しましょう。
- ・交差点を横断する場合は、左折車、右折車の動きにも十分注意しましょう。

住民福祉課交通防犯係 ☎74-13002 / 伊達警察署虹田交番 ☎76-2110 / 同洞爺湖温泉交番 ☎75-2027

玉根さん(8区)交通安全功勞で北海道から表彰

平 成17年度北海道交通安全功勞者等表彰式が、2月6日道庁別館で行われ、玉根徳松さん(8区)が北海道社会貢献賞を受賞しました。

同賞は、交通安全思想の普及や交通事故の防止に精力的に取り組んできた個人・団体に贈られるもので、今年度は18名、2団体が受賞しました。

玉根さんは、昭和54年に交通指導員に就任してから26年の永きにわたって、地域の交通安全のために尽力し、現在虹田町交通安全指導員会会長の重責を担っています。今回このような活動が評価され、受賞されました。



町長から賞状を玉根さんへ授け